昭和53年10月14日　第3種郵便物認可　平成17年2月15日発行第338号　毎月1回15日発行

行政とちぎ

大日山美術館（小山市）

2005.2
No.338

－　目　次　－

□ＡＤＲ基本法雑感・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
□平成１６年度伝達研修会１２月期・他・・・・３～４
□成年後見制度・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5
□適法な業務の推進について・・・・・・・・・・・・6
□佐野市新設に伴う登記事務の取扱について・・・・7
□さくら市新設に伴う登記事務の取扱について・・・8
□平成１７年度建設関係資格・検定案内・・・・・・9
□行政書士業務案内看板の斡旋・・・・・・・・・・１０
□相続（遺産分割）協議書のマニュアル・・・・・１１
□おじゃましま～す・・・・・・・・・・・・・・・１２
□かわら版・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１３
□副支部長の顔・支局情報・他・・・・・・１４～１５
□アドちゃんの談話室・・・・・・・・・・・・・・１６
□書士会日誌・経営規模等評価等申請実施の日程・１７
□木もれび・表紙写真・・・・・・・・・・・・・・１８
□会員の動き・お知らせ・・・・・・・・・・・・・２０

栃木県行政書士会

ADR 基本法雑感

制度推進部副部長　大石　勇

日行連宮内会長は、年頭のあいさつで、わが国はＩＴ化の進展、規制改革、行政改革、司法制度改革等々により社会経済の構造改革が推し進められており、複雑多様化するなかにあって行政書士を取り巻く環境も大きく変化してきている。

昨年１１月１９日臨時国会において「裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律」いわゆるＡＤＲ基本法が成立した経緯について述べられております。

従来、弁護士法により、弁護士でない者が業として法律上の代理や法律事務を扱うことを禁じているが、近年、社会、経済環境の変化、権利意識の向上により裁判所に持ち込まれる事件がますます増加傾向にあるが、反面、時間や費用が余りかからず手続きも簡単に解決したいという風潮にあるところから「裁判外紛争解決法」が検討され成立したものと解します。

今回、成立したＡＤＲ基本法で、その手続の代理事務を付与された士業者は、司法書士、弁護士、社会保険労務士、土地家屋調査士でありますが、一定の範囲内での代理権が付与されたわけです。行政書士は残念ながら代理人資格は付与されず見送られ今後、主宰者等としての実績を見極めて再検討すると将来の課題とされたのであります。

我々、行政書士のメインキャッチフレーズであります、頼れる、任せる、安心できる「あなたの街の法律家」を実践し真に身近な相談窓口となって住民のニーズに応えて実績を積み重ねることによりＡＤＲ基本法における紛争当事者の代理人としての活動が認められるようになるのも遠くないものと思います。

栃木県行政書士会

平成１６年度伝達研修会１２月期

去る１２月８日・９日の両日にわたり、伝達研修会が開催されました。

第１日目の８日（水）午後１時半に開講し、「会社分割について」と題して第１時限の講義にはいりました。講師は弁護士の糠谷秀剛さんでした。

企業再編等の動きの中で、平成９年に商法が改正され、緩和されてきたとのことでした。

会社分割制度も平成１３年４月１日に施行されています。

講義では、会社分割を次の６つを基本類型とし、話を進められました。

- 分社型
  - 新設分割
  - 吸収分割
  - 共同新設分割
- 分割型
  - 新設分割
  - 吸収分割
  - 共同新設分割

まず、「分社型」と「分割型」ということについて、その違いについて話がありました。

分社型とは、引き続き承継する会社が分離した新会社の株を１００％所有し、完全親会社になることで、分割型とは、新会社の発行する株式を承継する会社の株主に按分する事だと説明がありました。

この制度の問題点として、分割した会社が債務超過となる場合。また、承継される会社が債務超過となる場合等あると話されました。

「会社分割の理論・実務と書式」という書籍にそった講義だったため、書籍を用意していなかった参加者にとって、内容を十分理解できなかったのではないかと思われます。

第２時限は「建設業者のための建設業法」と題し、午後３時１５分に講義が始まりました。講師は、レジメの第１部「工事現場における８つの鉄則」を国土交通省関東地方整備局建政部建設産業課建設業技術係、新村豊史さんが担当で話されました。第２部「下請契約の締結に至るまでの６つの鉄則」、第３部「下請代金の支払い等に関する７つの鉄則」は課長補佐大澤昭敏さんが担当で、意見をはさみながら話されました。

建設業法を遵守するためだけでなく、優良な企業を育てていく環境を整備するための法律であり行政書士の先生方にも、適正な元請・下請の構築のため協力していただきたいと訴えられて、午後４時半終了しました。

第２日目の９日（木）は「国籍法について」と題して第３時限の講義になりました。講師は早稲田大学法学学術院・大学院法務研究科教授の木棚照一さんでした。

講師の用意した「国際化時代の国籍法」のレジュメにそって話されました。

まず、近代国家の形成と国籍法について現在までの国籍法の流れを話されました。続いて、国籍取得に関する原則、国籍喪失に関する原則について、判例や日本国籍喪失の６つのパターン等にふれながら進められました。

最後に、申請取次を行っている私としては「手続の実務だけでなく理論的にどうなるかを考えながら行う必要性が強くなっている。」との講師の言葉にえりを正す思いで会場を後にしました。

（業務研修部　鈴木宏昌）

平成１７年新年賀詞交歓会開催

平成１７年１月２１日（金）正午より、日本行政書士会連合会・日本行政書士政治連盟共催による、恒例の新年賀詞交歓会が東京都永田町のキャピトル東急ホテル「紅真珠の間」において、国会議員、総務省関係の方々を迎え盛大に開催されました。本会からは、岸会長、浅野政連会長他６名が出席致しました。　（広報部　金敷　裕）

第３回パソコン研修会（ＣＡＤ第２回目）開催

平成１６年１１月５日（金）午後１時３０分から栃木県行政書士会会館２階会議室において、第３回パソコン研修（ＣＡＤ基礎研修）が開催されました。

ＣＡＤ基礎研修は今回が２回目で、前回に引き続きフリーソフトのＪｗ＿ｃａｄを使い食品衛生法等に添付する見取図・平面図・配置図の作成について研修を行った。

講師には、ＩＴ戦略特別委員会の小林専門委員が担当となり、委員会全員でサポートを行う形で研修が行われました。

今回は、見取図の作成として、住宅地図などの地図を画像ファイルとして読込み、画像ファイルをＣＡＤに貼り付けして、見取図を作成する方法や、複線コマンドを利用して基準線から複線を引き、包括コマンドで一度に角の交差を処理していく方法や、範囲・複写コマンドを使用して図をコピーする方法、図形コマンドを使用して部品（トイレの図等）を取り出し必要な個所に貼り付けて変形する方法等の基礎を学び、その応用として平面図・配置図の作成方法について研修が行われました。また、出来上がった平面図や配置図に寸法を自動で計算して表示させる方法を学習しました。ＣＡＤというあまり使い慣れていないソフトでもあり、２時間での研修には時間が足りなかったかもしれませんが、参加者全員研修で作成した「付近の見図」「営業所平面図」「調理室の配置図」といった、食品衛生法の許可に必要な図面を作成する事ができ、無事研修会は終了いたしました。

（ＩＴ戦略特別委員会　金敷　裕）

第４回パソコン研修会（Excel の応用編）開催

平成１７年１月７日（金）午後１時３０分からＩＴ戦略特別委員会による、第４回パソコン研修会（Excel の応用編が開催されました。

第４回目の今回は、表計算ソフトエクセルでこんなこともできると言った応用編です。

インターネット等からダウンロードして使用する申請書に、ＰＤＦ形式のファイルが沢山存在しますが、これらのファイルは印刷して手書きで書く為のものです。パソコンで書類を作成している人にとっては、何とかそのファイル（ＰＤＦ）にパソコンで直接入力して印刷したいと考える事でしょう。しかし、そのためだけに余計な専用ソフトを買うのは考えてしまうという人に、お勧めなエクセル応用編です。本来ならば、エクセルは表計算ソフトとも呼ばれ、計算する為のソフトですが、今回は、その計算機能を使わずに、ネットからダウンロードしたＰＤＦファイルをエクセルのシートに貼り付け、その中に直接入力していく方法について、研修を行いました。

講師は、ＩＴ戦略特別委員会風間副委員長が担当し、委員会のメンバー全員でサポートする形式で研修会は進められました。

今回学習した内容は、次の通りです。

・ＰＤＦファイルを画像として取得する。
・エクセルのシートにペースト（貼付）する。
・描画機能を使って、カラムに文字を入力する。

これらの機能を使って、わざわざ１回の申請のために申請様式を作成することなく、しかも、余計な専用ソフトを使わず、さらに、簡単にきれいな申請書類を作成することができました。

短い時間での研修会でもあり、研修を受けてすぐに役に立つ研修となっておりました。

（ＩＴ戦略特別委員会　金敷　裕）

成年後見制度

成年後見登記

全国法務局・地方法務局の窓口での
証明書交付開始（平成１７年１月３１日）

成年後見制度ってどんな制度ですか？

痴呆症、知的障害、精神障害などの理由で判断能力の不十分な方々は、不動産や預貯金などの財産を管理したり、身のまわりの世話のために介護などのサービスや施設への入所にに関する契約を結んだり、遺産分割の協議をしたりする必要があっても、自分でこれらのことをすることが難しい場合があります。また、自分に不利益な契約であってもよく判断ができずに契約を結んでしまい、悪徳商法の被害にあうおそれもあります。このような判断能力の不十分な方々を保護し、支援するのが成年後見制度です。

（※注）現在厚生労働省において、「痴呆」という用語の見直しが行われています。

成年後見制度にはどのようなものがあるのですか？

成年後見制度は、大きく分けると、法定後見制度と任意後見制度の２つがあります。

また、法定後見制度は、「後見」「保佐」「補助」の３つに分かれており、判断能力の程度など本人の事情に応じて制度を選べるようになっています。

法定後見制度においては、家庭裁判所によって選ばれた成年後見人等（成年後見人・保佐人・補助人）が、本人の利益を考えながら、本人を代理して契約などの法律行為をしたり、本人が自分で法律行為をするときに同意を与えたり、本人が同意を得ないでした不利益な法律行為を後から取り消したりすることによって、本人を保護・支援します。

成年後見登記制度とはどんな制度ですか？

成年後見登記制度は、成年後見人等の権限や任意後見契約の内容などをコンピュータ･システムによって登記し、登記官が登記事項を証明した登記事項証明書（登記事項の証明書・登記されていないことの証明書）を発行することによって登記情報を開示する制度です。

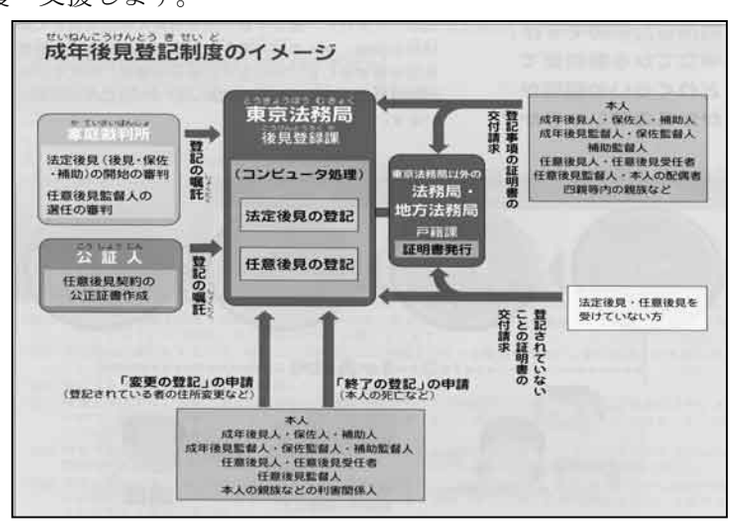

どのように登記事項の証明書・登記されていないことの証明書の交付請求をするのですか？

証明書の交付請求をする場合には、請求者の氏名、生年月日および資格（本人との関係）などを記載した申請書に、下記の金額の登記印紙を貼って請求してください。請求者は、返信用封筒（宛名を書いて、切手を貼ったもの）を同封して郵送で行うこともできます。

窓口での証明書の交付は、東京法務局民事行政部後見登録課及び東京法務局以外の各法務局・地方法務局戸籍課で行っています。（平成１７年１月３１日から）

※登記事項の証明書　　１通につき　１，０００円
　登記されていないことの証明書　１通につき　　５００円

日行連発Ｈ１７第６４号
平成１７年１月２５日

各　単　位　会　長　殿

日本行政書士会連合会
会長　宮内　一三

適法な業務の推進について（要請）

平成１７年１月１３日、鹿児島地方裁判所加治木支部の判決（別紙参照）において、行政書士が報酬を得る目的で業として破産申立てに関する書類を作成することは、弁護士法７２条に違反する行為であり、それを目的とする契約は、それが破産手続に関するという事実のみによって無効となるのを免れないとの判断がなされました。

本会としましては、これまでも平成１３年１２月２０日付け日行連発第９５８号文書等により、裁判所に提出する書類の作成は弁護士及び司法書士の専管業務であることをお知らせしております。

今般の判決文をご参考までに送付しますので、貴会所属会員への法令順守の徹底を再度お願いいたします。

また、これまで以上に、倫理的側面を含めた適法な業務の推進を指導されるよう、要請いたします。

【別紙】「債務不存在確認等請求事件」鹿児島地方裁判所平成１６年（ワ）第１２号
平成１７年１月１３日判決

以　上

※別紙「債務不存在確認等請求事件」鹿児島地方裁判所平成１６年（ワ）第１２号
平成１７年１月１３日判決　は、事務局に備え付けてありますのでご覧ください。

庶　務　第　１４　号
平成１７年１月５日

各　関　係　機　関　　御 中

宇都宮地方法務局総務課長　垂　石　善　次

佐野市新設に伴う登記事務の取扱いについて（依頼）

平素から、法務行政の円滑な運営に格別の御理解と御協力を賜り、深く感謝申し上げます。

さて、本年２月２８日をもちまして、佐野市、田沼町、葛生町が合併し「佐野市」が新設されることとなりますが、これに伴い、当局佐野出張所における登記事務について、別紙のとおり取り扱うこととなります。

つきましては、別紙内容について、関係部署等へ周知賜りますよう御依頼申し上げます。

別　紙

『佐野市新設に伴う登記事務の取扱について』

☆　不動産の登記

１　登記の管轄について

佐野市新設に伴う不動産登記の管轄の変更は行いませんので，従来と同様佐野出張所で取扱います。

２　登記簿の所在の表示について

佐野市新設後，不動産登記簿所在欄の新市名への修正は，法務局が順次行いますので，変更手続の必要はありません。

３　所有者，抵当権者等の住所の表示について

所有者，抵当権者等の住所の表示については，不動産登記法により新市名に変更されたものとみなされますので，変更手続の必要はありません。

なお，所有者，抵当権者等の住所の表示を新市名に変更することを希望される方は，変更登記申請書を提出していただくことになります。詳しくは法務局佐野出張所までお問い合わせください。

☆　商業・法人の登記

１　登記の管轄について

佐野市新設に伴う商業・法人登記の管轄の変更は行いませんので，従来と同様佐野出張所で取扱います。

２　会社，組合等の本店（主たる事務所）の所在及び役員の住所の表示について

佐野市設置後，佐野市に本店（主たる事務所）を置く会社，組合等の本店（主たる事務所）及び役員の住所の新市名への修正は，法務局が順次行いますので，変更手続の必要はありません。

３　会社の類似商号について

平成１７年２月２８日以降（佐野市に本店を設置）申請する場合は，佐野市全体（現在の佐野市・田沼町・葛生町）から判断されますので，ご注意ください。

管　轄（不動産及び商業・法人）

庁　　名	現在の管轄区域	佐野市新設後（平成１７年２月２８日以降）の管轄区域
佐野出張所 Tel 0283-22-0839	佐野市 安蘇郡 （田沼町，葛生町）	佐野市

総　　庶　第１３０号
平成１７年２月３日

各　関　係　機　関　　御 中

宇都宮地方法務局総務課長　垂　石　善　次

さくら市新設に伴う登記事務の取扱いについて（依頼）

平素から、法務行政の円滑な運営に格別の御理解と御協力を賜り、深く感謝申し上げます。

さて、平成１７年３月２８日をもちまして、「さくら市」が新設されることとなりますが、これに伴い、当局氏家出張所における登記事務について、別紙のとおり取り扱うこととなりました。

つきましては、別紙内容について、関係部署等へ周知賜りますよう御依頼申し上げます。

別　　紙

１　不動産登記事務の取扱いについて

（１）登記の管轄について

さくら市新設に伴う不動産登記の管轄の変更は行いませんので，従来と同様氏家出張所で取扱います。

（２）登記簿の所在の表示について

さくら市新設後，不動産登記簿所在欄の新市名への修正は，不動産登記事務のコンピュータ化と同時に，法務局が行いますので，変更手続の必要はありません。

（３）所有者，抵当権者等の住所の表示について

所有者，抵当権者等の住所の表示については，不動産登記法により新市名に変更されたものとみなされますので，特に変更手続の必要はありません。

なお，所有者，抵当権者等の住所の表示を新市名に変更することを希望される方は，変更登記申請書を提出していただくことになります。詳しくは法務局氏家出張所までお問い合わせください。

２　商業・法人登記事務の取扱いについて

（１）登記の管轄について

さくら市新設に伴う商業登記の管轄の変更は行いませんので，従来と同様氏家出張所で取扱います。

（２）会社，組合等の本店（主たる事務所）の所在の表示について

さくら市新設後，本店（主たる事務所）の新市名への修正は，商業･法人登記事務のコンピュータ化と同時に，法務局が行いますので，変更手続の必要はありません。

（３）会社，組合等の役員の住所等の表示について

さくら市新設後，新市に本店（主たる事務所）を置く会社，組合等の役員の住所等の新市名への修正は法務局で順次行いますので，変更手続の必要はありません。

（４）会社の類似商号について

平成１７年３月２８日以降（さくら市に本店を設置）申請する場合は，さくら市全体（現在の氏家町・喜連川町）から判断されますので，ご注意ください。

管　轄

庁　　名	現在の管轄区域	さくら市新設後（平成１７年３月２８日以降）の管轄区域
氏家出張所 ℡ 028-682-2151	氏家町 喜連川町 高根沢町	さくら市（旧氏家町，旧喜連川町） 高根沢町

平成17年度建設関係資格試験・検定案内

○願書販売（配布）開始
●申込受付期間
◎実施日程（時期）
★合格発表（時期）

●建設業法による技術検定の実施予定〔順不同〕

資格名	試験名	17年2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	指定試験機関（実施機関）
土木施工管理技士	1・2級土木施工管理技術検定試験	21 願書販売開始	1～15 1級学科・1級実地（前年度学科合格者・学科免除者）・2級試験申込受付				3 1級学科試験 17 2級試験	19★1級学科合格発表 19～2 17年度1級学科合格者の1級実地試験申込受付		18★2級合格発表 2 1級実地試験		★平成18年1月30日 1級実地合格発表	（財）全国建設研修センター 〒100-0014 東京都千代田区永田町1-11-30 サウスヒル永田町ビル ☎03（3581）0138 ホームページ http://www.jctc.jp/
建築施工管理技士	1・2級建築施工管理技術検定試験	4 1級（学科・実地）試験願書販売開始	18～4 1級学科・1級実地（前年度学科合格者・学科免除者）試験申込受付			12 1級学科試験	1 2級試験願書販売開始 15★1級学科合格発表 15～29 1級実地（17年度1級学科合格者）・2級試験申込受付			16 1級実地試験	13 2級試験	★平成18年2月3日 1級実地・2級合格発表	（財）建設業振興基金（試験研修本部） 〒105-0001 東京都港区虎ノ門4-2-12 虎ノ門4丁目MTビル2号館 ☎03（5473）1581（代） ホームページ http://www.kensetsu-kikin.or.jp/honbu/
管工事施工管理技士	1・2級管工事施工管理技術検定試験			20 願書販売開始	6～20 1級学科・1級実地（前年度学科合格者・学科免除者）・2級試験申込受付				4 1級学科試験 18 2級試験	20★1級学科合格発表 20～2 17年度1級学科合格者の1級実地試験申込受付	9★2級合格発表 4 1級実地試験 ★平成18年2月21日 1級実地合格発表		（財）全国建設研修センター 〒100-0014 東京都千代田区永田町1-11-30 サウスヒル永田町ビル ☎03（3581）0138 ホームページ http://www.jctc.jp/
電気工事施工管理技士	1・2級電気工事施工管理技術検定試験	4 1級（学科・実地）試験願書販売開始	18～4 1級学科・1級実地（前年度学科合格者・学科免除者）試験申込受付			12 1級学科試験	1 2級試験願書販売開始 15★1級学科合格発表 15～29 1級実地（17年度1級学科合格者）・2級試験申込受付			16 1級実地試験	13 2級試験	★平成18年2月3日 1級実地・2級合格発表	（財）建設業振興基金（試験研修本部） 〒105-0001 東京都港区虎ノ門4-2-12 虎ノ門4丁目MTビル2号館 ☎03（5473）1581（代） ホームページ http://www.kensetsu-kikin.or.jp/honbu/
造園施工管理技士	1・2級造園施工管理技術検定試験				6 願書販売開始 20～3 1級学科・1級実地（前年度学科合格者・学科免除者）・2級試験申込受付				4 1級学科試験 18 2級試験	20★1級学科合格発表 20～2 17年度1級学科合格者の1級実地試験申込受付	9★2級合格発表 4 1級実地試験 ★平成18年2月21日 1級実地合格発表		（財）全国建設研修センター 〒100-0014 東京都千代田区永田町1-11-30 サウスヒル永田町ビル ☎03（3581）0138 ホームページ http://www.jctc.jp/
建設機械施工技士	1・2級建設機械施工技術検定試験	中旬 願書販売開始	18～11 1・2級申込受付			19 1・2級学科試験		1★ 1・2級学科合格発表 下旬～中旬 1・2級実地試験			中旬★ 1・2級実地合格発表		（社）日本建設機械化協会 〒105-0011 東京都港区芝公園3-5-8 機械振興会館 ☎03（3433）1575 ホームページ http://www.jcmanet.or.jp

上記のうち次の試験は種別に分けて実施されます。●2級土木施工管理技術検定試験（土木・鋼構造物塗装・薬液注入の3種別）●2級建築施工管理技術検定試験（建築・躯体・仕上げの3種別）●2級建設機械施工技術検定試験（建設機械の種類により第1種から第6種まで）

行政書士業務案内看板の斡旋

業務開発部では、行政書士の業務案内の看板を作製致しました。

ご希望の方は、下記の申込書にて２月末日までに事務局へFAX（０２８－６３５－１４１０）でお申込み下さい。

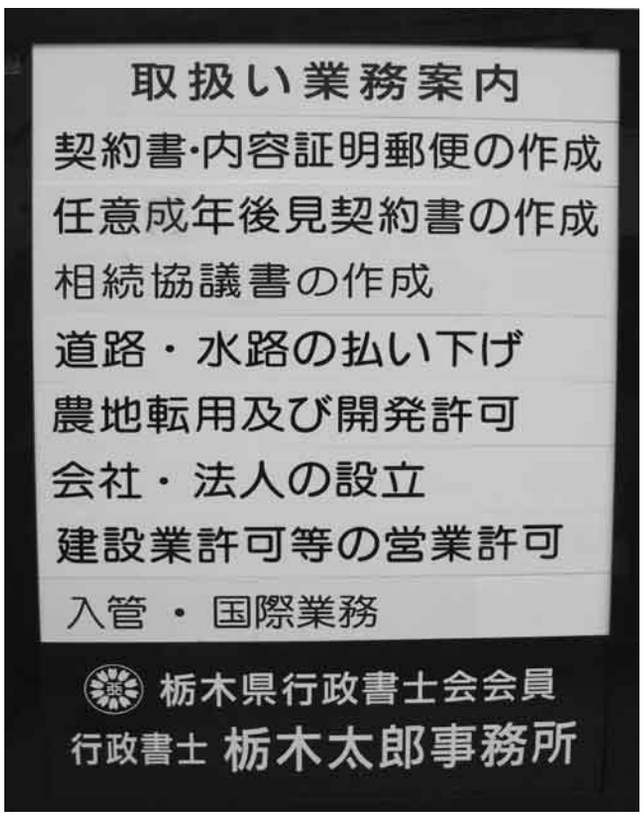

上部から業種のプレートが出し入れ可能なので自由に並べ換えができ、下部には事務所の名称が入ります。事務局に見本品がございます。

価　格　１７,０００円（申込者が２０名に満たない場合は、価格が変更になりますので、ご連絡差し上げます。）

※　業種のプレート追加は１業種１,５００円となります。

行政書士業務案内看板申込書

支　部　名	
氏　　名	
電話番号	
業　務　名 （業種プレート追加の場合）	

下記のとおりマニュアルを作成しましたので、参考にして下さい。

（業務開発部）

「相続（遺産分割）協議書のマニュアル」

行政書士が相続の手続きを依頼され遺言書がない場合は、相続（遺産分割）協議書の作成を薦める。
理由　他の書類では協議事実が明確で無い。

	依　頼　人	行政書士業務
受付	持参書類 ①被相続人の除住民票 ②被相続人の資産証明 ③被相続人の貯金通帳又は貯金証書類等	聞き取り ①負債はあるか ②相続人は何人か ③遺産分け（誰がどれを）
相続税調査		相続税金の調査をして、税金が発生するときは税理士を選任して協議
報酬見積		①司法書士報酬の見積依頼 FAX で資産証明送付 ②行政書士報酬額計算 ③依頼人に見積通知 登記費用　行政書士報酬　立替金
資料収集	相続人全員の印鑑証明書	戸籍取得 被相続人の誕生日から死亡まで
協議書	①相続人全員が協議書に実印押印	①協議書の作成
本人押印	登記委任状に押印	①登記委任状の作成 ②相続登記依頼
参考	関係戸籍は全部行政書士が郵送で取得する。	

おじゃましま～す！

今回は栃木県行政書士会副会長という大任をこなしていらっしゃる塩那支部の宮嶋幸雄先生の事務所におじゃましてきました。

まずはマニュアルに沿ったご紹介から

①氏名　宮嶋幸雄（みやじまゆきお）
②事務所　烏山町中央（法務局すぐ傍）
③入会年　１９７４年１２月
④入会の動機　東京での学生生活終了後、横浜で何年かサラリーマン生活を送っていたが、父親（司法書士兼土地家屋調査士）の仕事が、その頃のゴルフ場の開発等で忙しいのと、体調が思わしくないとの理由で田舎に呼び戻され、自分も何か資格を・・と、まずは測量士そして行政書士の資格を取得した、そうです。
⑤専業 or 兼業　土地家屋調査士（1975 年取得）と兼業
⑥得意業務　土地関係全般・建設業許可　会社関係・車庫証明・その他諸々
⑦苦労していること　行政書士会の会務に占められる時間が多いので、土曜日・日曜日・夜等に仕事をこなさねばならないことが多いことかな。
⑧行政書士になってよかったこと　いろいろな出会いがあり、多くの仲間が出来、仕事上での刺激を受けたり、他の業務の知識や情報を得ることができたことだね。
⑨モットーは　”誠実！！”
⑩ご家族は　愛妻・母親・愛犬１匹（マルチーズ１０歳・FIRA）

⑪趣味　仕事？　読書（好きな本・司馬遼太郎の「坂の上の雲」最近また読み返したところだよ。）
⑫好きな場所　やっぱり事務所が落ち着くよ。
⑬好きな色　紫・純白
⑭好きな言葉　人生は、隠された無限を探し出す「宝さがし」である。
⑮一　言　本当に早いもので、現在地に事務所を構えて２８年になります。これからも仕事を通じてのお客さまとの出会いを大事にしていきたい。

とてもお忙しそうでお留守の時が多い。（でも留守事務所は、行政書士の資格をお持ちの奥様がしっかり守っていらっしゃるから安心なのです！）実は今回の訪問のアポは、訪問前夜だった。書士会の会務で東京へ行ってお留守とのお返事。奥様に伝言をお願いし（多分訪問をお引き受け下さるだろうと予測し）明朝、再アポをとったら案の定、しぶしぶＯＫして下さった。しかし午後１時にはお隣・茨城県へ１泊の集まりがあるので１１時ごろまでに来てほしいとの事、急いで車に駆け込み、おじゃましたのでありました。しかし急いだ私はカメラを忘れ、先生のカメラをお借りし、また厚かましく現像までお願いして帰ってきたのでありました。

お急がしい中、本当にありがとうございました。

（取材：広報部　青木）

支局かわら版

関東の小京都～蔵の街とちぎ～

－栃木支部－

今月は、「関東の小京都、鯉のいる街、蔵の街とちぎ」をご紹介いたします。

栃木市は、幕末から明治にかけて日光例幣使街道の宿場町として栄え、巴波川（うずまがわ）の舟運によって商人町としても賑わっていたそうです。

今でも、商家の蔵屋敷や黒壁、白壁土蔵が残っていて、昔ながらの面影を残しています。

★とちぎ山車会館★

とちぎ山車会館では、「とちぎの山車」と、５年に一度開催される「とちぎ秋まつり」の魅力を存分に堪能できるよう、コンピューター制御によるマルチスライドを可動式のジャンボスクリーンに上映し、同時に音と光の演出で華麗に再現しています。

見事な彫刻と金糸銀糸の刺繍をほどこした山車が繰り出す「とちぎ秋まつり」。江戸、明治時代の職人たちの優れた技の結晶ともいえる山車の保存も兼ねて、まつりの興奮を何時でも、多くの人々が楽しめます。

○開館時間　午前９時から午後５時
○休館日　　毎週月曜日（祝日の時は翌日）
　　年末年始（１２月２９日～１月３日）
○入館料　　大　　人：５００円
　　小中学生：４００円

★蔵の街美術館★

とちぎ蔵の街美術館は、およそ２００年前に建てられた土蔵３棟を改修し、美術館として現代によみがえらせ、平成１５年３月に開館しました。

「通称お助け蔵」として市民に親しまれてきたこの蔵は、現存する４００を超える蔵の中で最も古く大規模で、栃木の歴史を見つめてきた記念碑的な建物といえます。漆喰でできた重厚な壁や、天井を走る巨大な梁が織りなす空間と美術品の競演は、展示会ごとに変化に富んだ表情を見せます。

人間国宝（重要無形文化財保持者）を中心とした現代陶芸家と栃木市にゆかりの深い美術工芸作家の作品を収蔵し展覧するとともに、国内外の優れた美術作品も紹介しています。

○開館時間　午前９時から午後５時
○休館日　　毎週月曜日（祝日の時は翌日）
　　年末年始（１２月２９日～１月３日）
○入館料　　一般／大・高校生　３００円
　　小・中学生　　１００円

「副支部長の顔」 上都賀支部

上都賀支部は頑張っています！

月日が経つのは早いもので、開業させて頂いて早２５年になります。その間行政書士会本部、支部会員に助けられて今日まで大過なく来ました事は誠に有難く存じます。

私が入会した昭和５５年の頃の支部活動はのどかなもので、それ程活動する事も無く年頭に顔合わせするくらいなものでした。

しかし、ここ数年上都賀支部は大きく変わりつつあります、頼りとしていた諸先輩が引退や他界されたりし一時的方向性に戸惑う事もありましたが、この機会に若手がもっと大きな目的を成し遂げる為、地域社会と密着型をスローガンに掲げ活動し始めました。

繁華街での無料相談会はここ数年続いており行政書士としてのＰＲは大きな成果を上げています。また、行政書士の為にその他の有資格者が講師となり、それの勉強会等は益々熱が入り、かつての支部活動とは大きく変貌して来ました。尚、さらに今年度は奉仕活動として、交通安全週間期間には街頭に立ち、地域の警察署員、交通安全委員と共に安全運転を呼びかける計画、且つ、地域マラソン大会には給水地点等における奉仕活動をも行う予定であり、益々上都賀支部は今年も活発な活動の１年になりそうです。こうした活動を通じて地域社会住民と身を結び行政書士の有り方を広く知って頂き、強いては業務に繋がるよう上都賀支部は一丸となって頑張って行きたいと思っています。

（福田　豊）

支　局　情　報

【宇都宮】

「とちぎＮＰＯ・ボランティアがめざす未来フォーラム」に宇都宮支部が参加

１月２３日日曜日、宇都宮市駒生の「とちぎ青少年センター」で開かれた「とちぎＮＰＯ・ボランティアがめざす未来フォーラム」に宇都宮支部が参加し、県内３４のＮＰＯおよびボランティア団体とともに団体ＰＲを行った。

この催しは、県やＮＰＯ協会などが主催するもので、ＮＰＯやボランティアの役割を考えるとともに、県内各団体の友好協力関係を築こうとするもの。

宇都宮支部は団体ＰＲコーナーに行政書士会の旗を掲げて「行政手続無料相談会」を実施。催しの性格上、相談者は２名と少なかったが、各団体の参加者からは「行政書士会がこういう集まりにも参加するとは意外ですね。」「昨年『地球のステージ』を行政書士会が主催したのにもびっくりしたけれど、行政書士も社会貢献に努力しているんですね。」などの感想が寄せられ、会の活動に関心を示す人が多いことが感じられた。

こうした草の根活動を行う団体との交流の機会はなかなかない。この日は、各地で様々な活動をする人々と情報交換を行って新しい知識を仕入れ、飽きることのない楽しい一日となった。

（支局長　深見　史）

３月の「行政書類手続き相談」

日　時：平成１７年３月１４日（月曜日）
　　午前１０時～午後３時
場　所：宇都宮市役所２階（市民相談室）
担当者：大久保英昭・手塚理恵

【塩　那】

塩那支部役員会開催

さる１月２９日土曜日午後、塩谷郡喜連川町の「多可瀬」において約２時間にわたり塩那支部役員会を開催しました。

参加者は高野支部長以下役員１０名。支部長から挨拶に続き、平成１６年度の支部活動結果報告があり、次に宮嶋副会長から本部の活動状況について説明されました。

今後の支部の予定として、支部総会を４月２日土曜日に開催、１泊で塩原温泉を会場にする案がだされました。また役員改選もあり、特に新入会員の方をはじめ、できるだけ多くの支部会員の参加を呼びかけたい、など話しあわれました。

（支局長　長谷川久夫）

ホットな話題・・・！

栃木よみうり
THE TOCHIGI YOMIURI
1月8日（土曜日）
2005年（平成17年）

病を超えた心技体

足利の75歳・常見益之さん
脳こうそくから4年
剣道7段合格

病を克服し7段に合格した常見さん
（足利市葉鹿町の坂西武道館で）

（資料提供　堀越　功）

左側の記事は、平成１７年１月８日の「栃木よみうり」に掲載された、足利支部　常見益之会員の記事です。

常見会員は、脳梗塞に倒れ、一時は左半身が全く動かない状態に陥りながらも、懸命なリハビリで合格率１割という難関の剣道７段審査会に合格しました。

高齢化社会の到来といわれている中、高齢者でしかも脳梗塞の病に倒れながらも、新たな目標を掲げ日々努力した結果剣道７段合格という快挙をなしとげたというこの記事で、「これからの人生もまだまだやれる」という元気をもらったような気がします。

常見先生これからもますますお元気で、次は８段を目指してください！　　（広報部　金敷　裕）

パソコン研修を受講して

パソコンは業務上、必須の道具ですが使いこなすには時間がかかりすぎ、いいかげんいやになるときもあります。

今まで、マニュアルを見たり、いきあたりばったりで使っていましたのでかなり時間を浪費したと思います。

平成１６年９月から１７年２月４日までの間４回、行政書士会で実施されたパソコン研修を受講しました。

はじめて受講した昨年９月はエクセルを使って建設業許可関係の書類を作成する作業でしたが、パソコンでこんなこともできるのか、という「目からうろこがおちる」状況でした。今までのパソコン研修を受けなかったのが悔やまれました。

その後の研修でもＣＡＤを使った作業では、パソコンの画面上で図面の距離が計れたり、はじめての操作が多く「オー！」と感嘆の連続でした。

ＣＡＤは業務で使うことはあるかどうかわかりませんが、自分の知らなかったことがたくさんできることを知っただけでも私にとっては大きな収穫でした。エクセルの関数を使った操作はおおいに利用できると思います。

講師の方々は行政書士で、こんなにもパソコンを使いこなし利用しているのに感心するとともに、わかりやすく粘り強く教えていただいたことに感謝しています。　　（塩那支部　長谷川久夫）

釣紀行15

急に目まいがして気持ちが悪くなってきた。脳溢血か、心筋梗塞か、ついにオレの人生はこれで終わりだが「マア最後はこんなもんか」と一瞬頭をよぎった。

８月になり、まもなくアテネオリンピックが始まるころ、東北の山の中で一人、ペタリと膝から座り込み、しばらくじっとして息を整えていたが、いっこうに気分がよくならない。車に先に戻り休もうと思い、別の山に入っている相棒のＦ氏に無線で連絡をとり、今の自分の状況を説明した。すると、意外にも私ほどではないが、Ｆ氏も息切れがし気分が悪く休んでいたのだ。彼はたぶんタバコを吸うので、私より体力がないのかと思っていたとのことだった。

私は一杯になって重いカゴを背負い直し、やっとの思いで先に車に戻り、冷えていたペットボトルの麦茶を３本、いっきに飲みほした。着替えをしてもまだノドが渇くので、朝宿から持ってきた半分ほど解けた氷水をマイコップに入れ、それを飲んで車の中で休んでいた。

今回の釣行は金曜日からの三日間である。初日、沢の入渓地点で私を降ろしたＦ氏は、下流の隠れ尺ヤマメを釣ってくると、車で下がっていったが、４時間ぐらいで大物を何匹か確保した彼は、又車で上流へと戻っていた途中、山道の真中でなにか黒いものがあり、落石かと思いながらだんだん近づいていくが、それは動いており、すぐに熊だとわかった。その時にはクマと１０ｍくらいの距離しか離れていない。せっかくエサにありつき、夢中で動物の死骸を食べているクマは、胡散臭そうにこちらを向いた。ヤバイと感じたＦ氏は、あわてて車の窓を閉めた。しかし、勝ち目がないと思ったのか、クマは山の方にゆっくりと登っていき、途中いったんこちらを振り返ったが、なおも上へと登り山中に消えた。それを車の中からじっと見ていたＦ氏、安全が確認され、車を発進させようとして思わずドキッとした、助手席の窓が開いていたのだ。そして皮肉なことに、この場所は私が朝入渓した近くだった。

その後、私の釣歩く位置を通り越して最上流に入ったＦ氏、まあまあ良型の山女魚を釣りながら気分良く釣りを楽しんでいたが、突然、脇のササヤブの中からザザザザッー、ドタッドタッと大きな音とともにでかいものが現れた。さっきのクマの残像がまだ頭に焼き付いている彼、「クマだ！

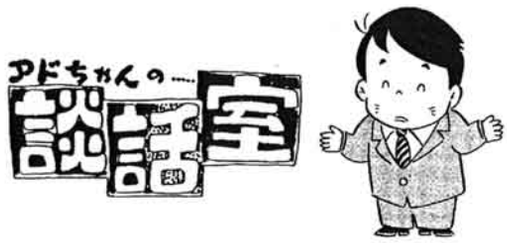

やられる！」髪の毛が総毛立つとはまさにこのことだ。そして、じっと身じろぎもせず放心状態のＦ氏の前にいたのは立派な角をもったカモシカだった。こちらに気づいていないカモシカは水を飲んでいる。やっと冷静になったＦ氏が動き出すやいなや、すぐに異変に気づいたカモシカは脱兎のごとく山の中に消えていった。

今日は仏滅とばかりに、草々に釣りをやめたＦ氏の待つ車に私は合流し、少し早いが宿に行くことにした。途中山をのぞきこむと丁度良いチタケがある。明後日の午前中チタケをとり帰路につく予定であるが、まさにドンピシャだ。相棒のＦ氏ととらぬ狸のなんとやら、ルンルンしながら宿に着き楽しい酒宴を過ごした。

最終日の日曜日、朝７時ごろ現地に到着、初日に近くでクマを見たせいか多少ビビリながら、さっそくカゴを背負い、分かれて入山したが所々クマの糞と今歩いていったばかりの新しい足あとがある。それにもめげず１時間半もすると、たちまち背負いカゴが重くなり、車に戻っては空けかえて、又山に入ること３度目のことだった。この日は真夏日で、気温が高く蒸し暑い中、湯水のようにボタボタと流れ落ちる汗をものともせず、山全体がチタケで真黄色になっているところで、食事も水分補給もほとんどせず、しゃがんではとり、立っては又しゃがんでとってと屈伸運動の連続、そのうち背中のカゴがだんだん重くなる。
ついに体力の限界がきたのだった。山中には花園のようにチタケがまだ見渡す限りびっしりある。しかし欲をだしても体がもう動かない。

終わってみれば約４時間位、二人で背負いカゴ３杯分の量である。翌日この処理に丸１日かかってしまった。
強欲体力の限界にて覚る。・・・・日日是好日

（木子　岩魚）

書 士 会 日 誌

――― １月（主なもの） ―――

４日	火	宇都宮市賀詞交歓会	会長　宮嶋副会長　秋田部長　前澤部長　住吉部長
６日	木	総務部会	会長　宮嶋副会長　秋田部長　市川副部長　斎藤理事 岡井理事　木下理事
７日	金	ＩＴ戦略特別委員会 （パソコン研修会）	金敷委員長　小林専門委員　田代専門委員 講師：風間副委員長
１１日	火	年始挨拶廻り	会長　宮嶋副会長　秋田部長
１２日	水	編集会議	金敷副会長　小林副部長　松本理事　新井専門部員
１３日	木	埼玉県行政書士会賀詞交歓会	横山副会長
		群馬県行政書士会賀詞交歓会	会長
１４日	金	新潟県行政書士会賀詞交歓会	宮嶋副会長
		静岡県行政書士会賀詞交歓会	住吉部長
		東京都行政書士会賀詞交歓会	堀越副会長
１７日	月	会員研修特別委員会	会長　横山委員長　金敷委員　市川委員 前澤委員　住吉委員
		車庫証明運営協議会との打合せ	宮島副会長　運協正副会長
１８日	火	自動車販売店協会との打合せ	宮嶋副会長　運協正副会長
		千葉県行政書士会賀詞交歓会	秋田部長
		神奈川県行政書士会賀詞交歓会	金敷副会長
１９日	水	茨城会行政書士会賀詞交歓会	宮嶋副会長
		業務開発部会	横山副会長　住吉部長　岩本副部長　手塚理事　廣田理事
21 日	金	日行連賀詞交歓会	会長　金敷副会長　横山副会長　堀越副会長　宮嶋副会長

平成１７年２月・３月における経営規模等評価等申請実施の日程（予定）

栃木県土木部監理課建設業係

土木事務所名	２月予定	３月予定	土木事務所名	２月予定	３月予定
宇　都　宮	２３日（水） ２４日（木）	１７日（木）	栃　　木	２１日（月） ２２日（火）	１６日（水）
鹿　　沼	２５日（金）	１１日（金）	大　田　原	１８日（金）	１５日（火）
烏　　山	１７日（木）	１７日（木）	日　　光	１８日（金）	１１日（金）
矢　　板	２５日（金）	１４日（月）	真　　岡	１７日（木）	１４日（月）
足　　利	１７日（木）	１４日（月）	佐　　野	２２日（火）	１１日（金）

木もれび

理論物理学者、ニルスボーアの説によれば、人類の歴史は、６０年ごとに１８０年周期で大きな転換があるという。

上元・６０年・・政治、法制が変わる時代。
治世の時代（１８６５～１９２５年）
中元・６０年・・経済、流通が変わる時代。
治世の時代（１９２５～１９８５年）
下元・６０年・・宗教が社会に大きな影響を与える時代。
乱世の時代（１９８５～２０４５年）

治世の時代・・世の秩序（社会ルール・常識）が安定することで社会が進歩する時代。能力のある人が評価される。企業の敵、味方は企業の外にある。（敵は同業他社。味方は社会の購買力）

乱世の時代・・世の秩序を意図的に崩壊させて、社会が飛躍的に向上発展する時代。能力のある人が評価されるとは限らず、評価の対象は思想。企業の敵も味方も企業の中から出る。

１９８５年９月２２日ニューヨークのプラザホテルで開催されたＧ５（アメリカ・イギリス・西ドイツ・フランス・日本の５カ国蔵相会議）のプラザ合意頃から乱世の時代に入って、今は２０年目ですから、社会秩序の崩壊がこれから後４０年続くと予想される。崩壊後、２１世紀中頃に新秩序、法制が生まれる。下元が終了、数百年先までの秩序の安定完成。思想・文化・宗教が問題になる。

（足利支局長　荻野昌樹）

表紙写真

大日山美術館（だいにちやま）

小山市と壬生町を結ぶ日光街道沿いの小高い雑木林の中に古い民家を移築し、昭和５７年に開館しました。木々の間から日光連山、思川の清流が眺められ、時折多種の山鳥が語りかけてくれます。自然を愛しながら、芸術を楽しんで頂けると思います。

館内には、郷土の画家や益子の陶芸家等、優れた芸術家の作品を定期的にテーマを変えて展示しています。

また、折りにふれて講演会や音楽会、茶道、華道等の文化的催しも行われ尚、グループ展・個展会場として貸与しています。

★所在地・・〒323-0015
小山市三拝川岸218-1
TEL　0285-23-6603
★開館時間・午前１０時～午後５時まで
★休館日・・月曜日

★入館料・・一般　３００円
中・高生　２００円
小学生　１００円
★交通・・◎JR宇都宮線小山駅西口下車。関東バス「扶桑団地行き」にて「農協ショッピングセンター前」下車、徒歩５分

お　願　い

東京入国管理局宇都宮出張所から、３月までの間、月曜日と金曜日の申請取次手続きは控えて頂きたいとのお話がありましたので、ご連絡致します。

経営状況分析

ご案内

国土交通省登録経営状況分析機関（登録第８号）**(株)ネットコア**

URL　http://www.netcore.jp

当社は、宇都宮に本社を置く、地元に密着した経営状況分析機関です。
「**信頼**」と「**スピード**」と「**親切**」をモットーに地域建設業界の発展に貢献いたします。

- □ **分析結果通知書は、書類の不備がない限り、即日～３営業日以内に発行できます。**
  （提出書類につきましては、ホームページ又は、資料をお取り寄せのうえご確認ください。）
- □ **分析手数料は、税込で１３，０００円です。（郵便局及び銀行からお振込みできます。）**
- □ **分析申請書類は、郵便による他、平日午前９時から午後５時まで受付けいたします。**
- □ **申請書類等は、当社のホームページからダウンロードできます。（無料にて郵送も可）**

代理申請者特典

特典１．経審申請書類作成システム（ＣＤ）を無償でご提供します。

特典２．経審の最新情報と経審コンサルのためのセミナーを定期的に開催します。（無 償）

特典３．経営状況分析結果の評価分析グラフ(レーダーチャート)を通知書と共にご提供します。

特典４．総合評点（Ｐ）のシミュレーションサービスを行ないます。(１社・１回 5,000 円)

特典５．経審／評点アツプシミュレーションシステムを会員特別価格にてご提供いたします。

代理申請者登録申込書

申込日:平成　　年　　月　　日

ﾌﾘｶﾞﾅ		ﾌﾘｶﾞﾅ	
事務所名		所長名	
ﾌﾘｶﾞﾅ			
所在地	(〒　　－　　)		
ＴＥＬ	(　　)	ＦＡＸ	(　　)
ﾌﾘｶﾞﾅ		E-Mail	
担当者名			

Net-Core　**株式会社ネットコア　経営状況分析センター**

〒320-0851 宇都宮市鶴田町 931-1　ｸﾚｲｽ 21 1F-A　**TEL 028-649-0111**　FAX 028-649-0303

栃木県行政書士会員の動き

【入　会】　（平成17年1月31日現在）

	支部・氏名	会員番号 登録番号	入会年月日 登録年月日	郵便番号	事務所	電話	備考
	芳賀	00　1856	H17.1.1	321-4305	真岡市荒町216-2 関口住宅１号	0285-84-7995 FAX 84-7995	
	関口文雄	05120041					

【退　会】　訃報　鹿沼支部　桐生守康会員・栃木支部　高際一男会員・塩那支部　倉部基次会員のご冥福をお祈り致します。

支部	氏名	退会年月日	備考	支部	氏名	退会年月日	備考
鹿沼	桐生守康	H17.1.13	死亡	足利	神田善夫	H17.1.24	廃業
栃木	高際一男	H17.1.26	死亡	塩那	倉部基次	H17.1.26	死亡

【変　更】

支部	氏名	会員番号	変更事項	変更内容
宇都宮	柿沼久夫	00　1612	事務所・電話	宇都宮市御幸ケ原50-43　TEL 028-663-2852
芳賀	仲野光男	00　673	事務所・電話	芳賀郡益子町益子961-1　TEL 0285-70-2255
上都賀	福田滋一	00　1604	事務所	今市市本町19-2

お　知　ら　せ

宇都宮市国際交流協会「国際交流のつどい」
2005　宇都宮から世界へ～あなたは何からはじめますか～
地球のステージ 3
テーマ「国境なき大地」
昨年、一昨年と大好評でした「地球のステージ」「地球のステージ2」に続き、今年は「地球のステージ3」を公演します。「温暖化篇」にはじまり、「必要とされてしまう紛争篇」、「死という出来事篇」、「国家と難民篇」、「自己改革篇」と「事象別」に分けられた「地球のステージ」最終篇です。映像と音楽のシンクロ「地球のステージ3」テーマ「国境なき大地」をぜひお楽しみ下さい。
日　時：2005年3月12日(土)
午後4時30分開場　5時開演
会　場：宇都宮市役所14階
出演者：桑山紀彦・精神科医
（ボーカル・ギター・バイオリン）
これまで、世界50カ国以上を歩き、国際救援活動を展開してきました。
入場料：小学生以上　¥500
≪前売りチケット制≫
ステージ
3月7日から11日まで、宇都宮市役所1階ロビーで宇都宮市国際交流協会の各委員会と国際交流団体のパネル展示を行っています。
主催：宇都宮市国際交流協会
後援：宇都宮市、宇都宮市教育委員会、下野新聞社
≪前売りチケット≫　宇都宮市国際交流協会事務局で購入できます。
〒320-8540　宇都宮市旭1-1-8　市役所10F　Tel.028-632-2017, 028-632-2006（当日携帯）

平成１６年度行政書士試験合格者について

平成16年度受験者数は、全国で78,683名、合格者は4,196名合格率は5.33%でした。

県内では、受験申込者1,111名、うち受験者943名、合格者は、44名合格率は4.67%でした。

試験地	受験申込者数	受験者	合格者	合格率
福島県	849	698	20	2.87%
茨城県	1,262	1,066	31	2.91%
栃木県	1,111	943	44	4.67%
群馬県	1,515	1,265	40	3.16%
埼玉県	4,696	3,983	206	5.17%
千葉県	3,827	3,204	193	6.02%
東京都	19,440	15,908	1,138	7.15%
神奈川県	5,858	4,884	290	5.94%
新潟県	1,149	751	33	4.39%
山梨県	505	425	13	3.06%
長野県	1,137	964	27	2.80%
静岡県	2,121	1,766	69	3.91%

編集後記

つい最近の心の風景のひとコマです。ほんの些細なことで気持ちが塞ぎ落ち込んでしまい、そしてほんの些細なことがキッカケで気持ちの陰りが晴れ心が軽くなる。我ながらこの単純さには呆れるが、この単純さに救われているのでしょう・・・

ところでもう２月も半ば、春の訪れを告げるたよりがチラホラと寒い北風の中に舞っている今日この頃。

♪もーすぐ春ですネエ♪

行政とちぎ２月号 No.338
発行人　栃木県行政書士会
〒320-0046　宇都宮市西一の沢町１番22号
電　話　028-635-1411（代）
ＦＡＸ　028-635-1410
ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ　gyosei-totigi@mail.gt9.or.jp
ﾎｰﾑﾍﾟｰｼﾞ　http://www.gt9.or.jp/gyosei
編　集　広報部
定　価　250円
印刷所　有限会社　高久印刷

（栃木県行政書士会員の購読料は会費の中に含まれます。）